

街並み景観整備助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、街並み景観まちづくりを推進するために行う街並み景観整備助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街並み景観まちづくり 地域固有の歴史、伝統及び文化に育まれた景観を守り、育てることにより、快適で住みよい街を実現する取組をいう。
- (2) 地域街づくり協定 越前市住みよい街づくり推進条例（平成19年越前市条例第12号）第16条第1項に規定する地域街づくり協定のうち、市長が承認したものをいう。
- (3) 景観形成地区 越前市景観条例（平成21年越前市条例第12号）第10条第1項の規定により市長が指定した地区をいう。
- (4) 指定地区景観形成基準 越前市景観条例第11条の規定により市長が定める基準をいう。
- (5) 修景施設 住宅、店舗その他の街並みを構成する建築物又は工作物をいう。
- (6) 地域街づくり推進団体等 越前市住みよい街づくり推進条例第7条第1項に規定する市長が認定した団体又は、景観形成地区内で景観街づくりを推進する団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 市長は、次の各号の全てに該当する修景施設の整備のうち、街並み景観まちづくりの先導的模範となるものと市長が認めるもの（以下「補助対象事業」という。）を行う当該修景施設の所有者又は占有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、当該者が市税を滞納している場合にあつては、補助金を交付しないものとする。

- (1) 地域街づくり協定により定められた区域又は景観形成地区において、当該地域街づくり協定又は指定地区景観形成基準に従い行われる、修景施設の新築、増築、改築又は大規模な修繕若しくは模様替えであること。ただし、部分的な修景施設の整備の場合にあつては、施設全体の景観が基準に合わないものを除く。
- (2) 地域街づくり協定が承認され、又は景観形成地区が指定された年度の翌年度から起算して5年度以内に行われるものであること。ただし、当該期限は、市長が必要があると認める場合においては延長することができる。
- (3) 越前市内に営業所を有する者を工事施工者及び設計者とするものであること。ただし、工事の特殊性により工事施工者又は設計者が越前市内に営業所を有しない者に限

定される場合は、この限りでない。

(補助対象経費、補助率及び補助金の限度額)

第4条 補助金の対象となる経費、補助率及び補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付は、同一修景施設に対し1回限りとし、同一敷地内に複数の修景施設がある場合の補助金の合計の限度額は、150万円とする。

(申込書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、原則として補助金の交付を受けようとする年度の前年度の3月31日までに、街並み景観整備助成事業申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、地域街づくり推進団体等を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域街づくり推進団体等からの事業推薦書
- (2) 整備計画の内容が分かる書類(色及び素材を記載すること。)
- (3) 概算見積書
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業計画に対する助言)

第6条 都市計画課長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容について、第3条及び別表に規定する要件に照らして審査し、建築住宅課長の意見を聴いて、申込者に対し助言を行うものとする。

2 都市計画課長は、前項の場合において必要があると認めるときは、有識者又は関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(工事設計図面及び見積書等の作成)

第7条 市長は、前条第1項の助言とともに、申込者に対し、速やかに次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 工事設計図面(位置図、配置図、平面図、立面図)
- (2) 見積書
- (3) 現況写真(修景する部分の全て)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(認定通知書の通知)

第8条 市長は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、街並み景観整備助成事業補助金対象者認定・却下通知書(様式第2号)によりその結果を申込者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金対象者の認定をしたときは、地域街づくり推進団体等に対し、認定した事業計画の内容を通知する。

(交付申請書の添付書類)

第9条 前条第1項の規定による認定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則

第3条第1項の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
この場合において、第7条の規定により提出された書類は、この申請書に添付されたものとみなす。

- (1) 街並み景観整備助成事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 収支予算書
- (3) 債権者登録申請書（市に登録していない場合に限る。）
（状況調査等）

第10条 市長は、規則第11条の規定により、補助事業者に対し、必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 工事着手届（様式第4号）
- (2) 工事請負契約書の写し
（実績報告書の添付書類）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の実績報告に当たっては、規則第13条第1号の実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 街並み景観整備助成事業実績調書（様式第5号）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 支出証拠書類
- (4) 着工前、工程及び工事完成の状況を示す写真
- (5) 収支決算書
- (6) その他市長が必要と認める書類
（その他）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成21年度に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「前年度の3月31日」とあるのは「10月30日」と、読み替えて適用するものとする。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成22年度以後の年度の補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行し、平成23年度以後の年度の補助金の交

付について適用する。